

第1回 交通バリアフリー推進基本構想協議会 議事録

日 時：平成 23 年 5 月 30 日（月）10：00～12：00

場 所：総合庁舎 本館 6 階 教育委員会室

出席者：別表参照

- ・開会に先立ち、「委嘱状の交付」「委員紹介」「区職員紹介」を行なう。

1 開 会

- ・開会のあいさつ及び配布資料の確認。事務局：都市計画課長

2 協議会設置要綱 資料2 説明 事務局：都市計画課長

- ・協議会設置要綱に基づき設置目的、委員への委嘱及び協議会の運営方法などを説明。

3 会長、副会長の選出・あいさつ

(1) 選出

- ・会長は事務局一任により、屋井委員を推薦。（全員了承）
- ・副会長は会長一任により、福田委員を推薦。（全員了承）

(2) あいさつ

- ・会長あいさつ（屋井会長）
- ・副会長あいさつ（福田副会長）

4 議 題

(1) 協議会の取り決め事項 会議の公開に関する要綱 資料3 説明 事務局：都市計画課長

- ・会議の公開に関する要綱を用いて会議の公開、議事録の公表などを説明。

(2) 「目黒区交通バリアフリー推進基本構想」の改定について 資料4

説明 事務局：都市計画係長

- ・交通バリアフリー推進基本構想（以下、「基本構想」という）改定の経緯及び背景、改定に向けた基本的な考え方、改定スケジュールなどを説明。

(3) 改定の基本方針、検討の進め方 資料5 説明 コンサルタント：(株)アルメック

- ・既存の基本構想におけるバリアフリー化の取り組み、バリアフリー事業の進捗状況、基本構想改定の基本方針及び検討の進め方などを説明。

(4) 意見交換等

委員：本協議会の進め方について確認したい。本日の会議では、基本構想を改定することに対し、既存の基本構想の見直しやバリアフリー整備計画の改定の考え方を整理するという認識でよいか。

事務局：区が改定する基本構想の内容について、協議会でご意見をいただきたい。

本日は、資料5（20ページから23ページ）の「2. 基本構想改定の基本的な考え方」及び（24ページ）の「. 改定検討の進め方」について、協議会としてのご意見をいただくとともに確認をお願いしたい。

委員：では、既存の基本構想の見直しの視点について意見を述べるということによいか。

事務局：その通りです。

委員：平成16年に策定した既存の基本構想では、「中目黒駅周辺」、「都立大学駅周辺」、「自由が丘駅周辺」を重点整備地区として推進しているが、今回の見直しは、この3地区を原則、重点整備地区として設定し、そのなかで新たに主要な生活関連経路を設定していくのか。

事務局：その通りです。

委員：重点整備地区3地区の他、福祉のまちづくり推進地区10地区については、今後、重点整備地区として設定していく考えはあるのか。

事務局：資料5（23ページ）に「重点整備地区は3地区を原則とする。」とありますが、他の10地区についても法律に基づく重点整備地区として定める必要があるとのご意見があれば、区として検討していきます。

委員：「特定経路」「主要経路」の見直しの視点は何か。

重点整備地区内において店舗や事業者をどのように取り込んでいくのか。

基本構想では多機能トイレをどう位置づけていくのか。

事務局：既存の基本構想に位置づけた「特定経路」「主要経路」のバリアフリー化について検証を行ない、バリアフリー事業による整備が必要な道路については、どのような対策が必要なのか、整備内容を検討したうえで「特定経路」、「主要経路」として定めていきます。

改定する基本構想では、経路と施設の出入口までの連続した移動が確保できるよう検討していきます。できれば、バリアフリー化が必要な施設を建築物特定事業に位置づけ、その施設設置管理者の協力を得ることが良いのですが、建築物特定事業としての位置づけが難しい場合は、バリアフリー化の方針として必要事項や配慮する事項などを基本構

想のなかに位置づけていきます。

改定する基本構想では、多機能トイレについても考慮したいと考えています。多機能トイレの確保については、施設設置管理者と協議し、実現可能なものについては特定事業として位置づけ、難しいものについてはバリアフリー化の方針として考え方や配慮する事項などを基本構想のなかに位置づけていきます。

会 長： バリアフリー新法では、重点整備地区における移動経路を、これまでの駅を中心とした考え方から、施設間を結ぶ経路といった広がりをもって検討していくなかで、地区の設定方法をどう考えていくのか。

将来的にバリアフリー化のネットワークをどのように設定していくのか。

事務局： 改定する基本構想に、生活関連施設を指定するとともに、この施設間を結ぶ道路を生活関連経路として指定し、これらの施設や経路を含むエリアを重点整備地区として設定することとして考えています。

バリアフリーのネットワーク化は、短期的にバリアフリー整備を行なっていくものと、長期的にバリアフリー整備を行なっていくものを整理しながら、基本構想のなかでとりまとめていきたいと考えています。

会 長： 地区の設定方法は、この場ではわからないと捉えておく。

委 員： 重点整備地区とそれ以外の地区では実行性などに違いはあるのか。

事務局： バリアフリー新法に基づき、重点整備地区は平成32年までにバリアフリー化を図るべき事業を特定事業に位置づけ、バリアフリー化を推進していきます。重点整備地区以外の地区は「福祉のまちづくり推進地区」としています。新たな基本構想では、この地区におけるバリアフリー化に必要な取り組みを地区別方針として示し、各施設整備やまちづくりの機会を捉えて、整備計画を作成しバリアフリー化を推進しています。

副会長： 重点整備地区と他の重点整備地区にまたがる経路についても基本構想のなかで考えていくのか。

事務局： 改定する基本構想では、施設と施設を結ぶ道路についても生活関連経路として設定していきます。その施設が、高齢者をはじめとした多数の方の利用が見込まれるのであれば、地区にまたがる経路を設定することも可能であると考えています。それに関連して、協議会や懇談会でエリアの見直しのご意見があれば、基本構想改定のなかで整理していきたいと考えています。

委員：既存の基本構想では地区別に整理しているため分かりにくいようだが、中目黒駅周辺地区と池尻大橋駅周辺地区、都立大学駅周辺地区と緑が丘駅周辺地区などは経路でつながっている。今回の改定に際し、どのような取りまとめ方法がよいのか協議会で議論していただきたい。

会長：地区内で完結する経路もあれば、地区外とつながっている経路もある。周辺との関係を考慮し、地区内外の両側から検討してもらいたい。その際、場合によっては経路が長くなるため、途中に座れるベンチや日蔭スペースなどを検討するといったことを協議会で話し合っていきたい。

委員：老人クラブとして、バリアフリー化は非常にありがたいが、駅から施設を利用するというよりは自宅から利用することが多い。また、区内は坂が多いため利用したい施設を利用できないこともあり不自由している。坂の途中に、ベンチや手すりなどの設置を検討してもらいたい。

会長：資料5（4ページ）以降に、特定事業や主要経路事業について実施状況が整理されているが、これらの事業が実施されたことにより、バリアフリーの何が達成されたのか、どう良くなったのか、そのあたりを整理していただければと思う。

会長：狭い歩道を、自転車が歩行者の脇をすり抜けて通行している。こういう状態でよいのか、今後、考えていける場があれば良い。

会長：懇談会のまち歩きには協議会のメンバーも参加してよいのか。

事務局：都合があれば参加していただきたい。（以下、日程と時間、場所を説明。）

（5）その他 説明 事務局：都市計画課長

・次回、第2回協議会については9月中旬を予定していることを説明。

5 閉会

・閉会のあいさつ 事務局：都市計画課長

以上

別表

第1回 交通バリアフリー推進基本構想協議会 出席者名簿

団体等		所属・職名等	氏名(敬称略)
学識経験者	1	東京工業大学大学院 教授	屋井 鉄雄
	2	東京工業大学大学院 准教授	福田 大輔
高齢者団体	3	目黒区老人クラブ連合会会長	堀内 国子
障害者団体	4	目黒区障害者団体懇話会会長	山田 脩(代理)
公募区民	5	公募区民	久保田 茂(欠席)
	6	公募区民	藤村 容江
関係行政機関	7	国土交通省 関東運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課長	井端 直行
	8	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官	島田 豊保(代理)
	9	国土交通省 東京国道事務所 交通対策課長	三澤 伸吾
	10	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	安部 文洋(欠席)
	11	東京都 福祉保健局 生活福祉部 福祉のまちづくり担当課長	三浦 弘賢
	12	東京都 建設局 第二建設事務所 補修課長	船山 吉久(欠席)
	13	東京都 建設局 第二建設事務所 管理課長	城田 峰生(代理)
	14	東京都 建設局 公園緑地部 公園建設課長	山下 博史
	15	首都高速道路(株) 東京建設局 調査・環境グループ課長	松下 雅行
	16	首都高速道路(株) 東京建設局 大橋建設事務所 所長	原田 哲伸(代理)
開発事業者	17	東京都 都市整備局 再開発事務所 大橋地区整備課長	小川 和雄
鉄道事業者	18	東京急行電鉄(株) 鉄道事業本部 事業統括部 事業推進課長	佐藤 乙依
	19	京王電鉄(株) 鉄道事業本部 計画管理部 計画担当課長	橋木 正明
バス事業者	20	東急バス(株) 営業部 施設課長	小野 哲
	21	東京都 交通局 自動車部 計画課事業改善担当課長	新山 富弥雄
公安委員会	22	警視庁 交通規制課 都市交通管理室管理官	三枝 司佳
	23	警視庁 目黒警察署 交通課長	園田 秀彦(代理)
	24	警視庁 碑文谷警察署 交通課長	濱本 譲二(欠席)
目黒区	25	健康福祉部長	田淵 一裕
	26	都市整備部長	小日向 悦二
	27	街づくり推進部長	島崎 忠宏
事務局		都市整備部都市計画課長	池本 昌己
		都市整備部都市計画課都市計画係長	澤田 雅之
		都市整備部都市計画課都市計画係	田村 満